（非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予に関する経過措置）

第八条　新規則第二十三条の九及び第二十三条の十の規定は、施行日以後に中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号。次項第一号において「円滑化法」という。）第十二条第一項の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号。次項第二号及び第三号において「円滑化省令」という。）第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。以下この項及び次項第一号において同じ。）を受ける旧法第七十条の七第二項第一号に規定する認定贈与承継会社若しくは旧法第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社（次項第一号及び第二号において「旧承継会社」という。）の旧法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等（以下この条において「非上場株式等」という。）を施行日前に相続若しくは遺贈若しくは贈与により取得をした個人又は施行日以後に当該認定を受ける新法第七十条の七第二項第一号に規定する認定贈与承継会社若しくは新法第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社（次項第二号及び第三号において「新承継会社」という。）の非上場株式等を施行日以後に相続若しくは遺贈若しくは贈与により取得をする個人について適用する。

2　次に掲げる個人に係る新規則第二十三条の九第八項及び第二十二項第八号又は第二十三条の十第一項、第二項、第八項、第九項及び第二十一項第十号の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　旧承継会社（円滑化法第十二条第一項の認定について中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年経済産業省令第十八号）附則（次号及び第三号において「一部改正省令附則」という。）第二項の規定の適用を受けたものに限る。）の非上場株式等を相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした個人

二　施行日前に円滑化省令第十六条第一項の確認又は円滑化省令第十七条第一項若しくは第二項の変更の確認を受けている旧承継会社又は新承継会社で、一部改正省令附則第三項の規定の適用を受けたものの非上場株式等を相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした個人又は取得をする個人

三　新承継会社（施行日前に円滑化省令第十六条第一項の確認又は円滑化省令第十七条第一項若しくは第二項の変更の確認に係る申請をし、かつ、施行日以後に当該申請に基づく確認又は変更の確認を受けたもので、一部改正省令附則第三項の規定の適用を受けたものに限る。）の非上場株式等を相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする個人

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第九条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「第二十五条の十の十第十項」を「第二十五条の十の十第七項」に改める。

第十条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年財務省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の九の二の改正規定を次のように改める。

第十八条の九の二第七項中「第二十五条の八の二第十項第二号」を「第二十五条の八の二第十一項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二十五条の八の二第九項第一号ニ」を「第二十五条の八の二第十項第一号ニ」に改め、同項第一号中「第二十五条の八の二第十項第一号」を「第二十五条の八の二第十項第一号」に改め、同項第二号中「第二十五条の八の二第九項」を「第二十五条の八の二第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二十五条の八の二第七項」を「第二十五条の八の二第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号イ(1)中「第二十五条の八の二第二項第一号」を「第二十五条の八の二第三項第一号」に改め、同号イ(3)中「第二十五条の八の二第一項第一号」を「第二十五条の八の二第二項第一号」に改め、同号ロ(3)及び(6)中「第二十五条の八の二第一項第二号」を「第二十五条の八の二第二項第二号」に改め、同項第二号中「第二十五条の八の二第一項各号」を「第二十五条の八の二第二項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十五条の八の二第五項」を「第二十五条の八の二第十項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第四項第一号ロ」を「第五項第一号ロ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第一号中「（法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第一項」を「法第三十七条の十の二第一項」に、「同条第二項」及び「同号」を「同項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号中「第二十五条の八の二第七項」を「第二十五条の八の二第八項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第二十五条の八の二第一項に規定する財務省令で定める上場株式等は、同項に規定する非課税口座内上場株式等のうち、第十八条の十一第四項第一号に規定する認可金融商品取引業協会の定める規則に基づき、当該非課税口座内上場株式等が同号に掲げる店頭管理銘柄株式として指定されている期間内に、施行令第二十五条の八の二第一項に規定する非課税口座から特定口座（同項に規定する特定口座をいう。次項において同じ。）に移管がされたものとする。

第十九条の十一の五第一項の改正規定を削る。

附則第一条第五号中「（同条第七項に係る部分（第二十五条の八の二第九項第二号」を「第二十五条の八の二第十項第二号」に改める部分及び同項を同条第八項とする部分を除く。）及び同条第四項第二号中「第二十五条の八第十一項」を「第二十五条の八第十二項」に改める部分を除く。）及び「、第十九条の十一の五第一項の改正規定」を削る。

○財務省令第二十二号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第十条第二項及び第七項の規定に基づき、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日　　財務大臣　麻生　太郎

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第五項」を「第六項」に、「第十条第三項」を「第十条第四項」に、「並びに」を「及び第二項並びに」に改め、同条第二項中「場合は、同項第五号」を「場合又は令第十条第二項の規定による場合は、同法第十条第一項第五号」に改め、同条第三項中「及び前項」を「及び第二項並びに前項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第二号から第四号までに規定する財産に係る有価証券が金融商品取引業者等（同条第二項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。）の営業所又は事務所に開設された口座に係る同条第二項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされているものである場合には、当該有価証券の所在については、当該各号の規定にかかわらず、当該口座が開設された金融商品取引業者等の営業所又は事務所の所在による。

第十二条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に、「第二条第十九号」を「第二条第一項第十九号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　令第十条第二項に規定する財務省令で定める財産は、相続税法第十条第一項第七号及び第九号に掲げる財産並びに同条第二項に規定する財産に係る有価証券とする。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

○財務省令第二十三号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十六号）の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の規定に基づき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日　　財務大臣　麻生　太郎